

# 4. 税金について

## 税金に関する相談

- 特別区税 区 税務課 区役所 3階 電話：03-5654-8550
- 都税 葛飾都税事務所 区役所内 2・3階 電話：03-3697-7511(代)  
東京都主税局 ホームページ <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>
- 国税 葛飾税務署  
電話：03-3691-0941(代)  
国税庁 ホームページ <https://www.nta.go.jp/>



<葛飾税務署>

## 特別区民税

区 税務課  
電話：03-5654-8550

### 1. 住民税（特別区民税・都民税）を払う人

課税（税金の額を決めること）する年の1月1日に、区内に住所があり、前の年に所得（収入から、収入を得るための必要な経費を引いた金額）のあった人、区内に住所がなくても事業所（事務所や店など）・家屋（家などの建物）が

## 4. 有关税金

### ■税金咨询机构

- 特别区税  税务课 区役所 3 楼 电话：03-5654-8550
- 都税 葛饰都税事务所 区役所 2 楼・3 楼 电话：03-3697-7511 (总机)  
东京都主税局网页 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>
- 国税 葛饰税务局 电话：03-3691-0941 (总机)  
国税厅网页 <https://www.nta.go.jp/>

### ■特别区民税

税务课  
电话：03-5654-8550

#### 1. 住民税 (特别区民税・都民税) 交纳者

纳税年的 1 月 1 日居住在葛饰区, 过去一年里有所得(从收入中减掉必要的经费后的剩余额)者, 本人虽然不住在本区, 但在本区持有公司或房屋者也为纳税对象。

ある人が対象です。

留学生などの一部の人、税金を払わなくてもよい場合があります。くわしくは、「葛飾区役所税務課」に聞いてください。

### 申告をしなければならない人

- 1月1日に、区内に住んでいて、前の年に所得のあった人
- 前の年に所得がなくても、次の人は申告が必要があります。
  - 『非課税証明書』が必要の人（都営住宅居住者など）
  - 『国民健康保険』、『介護保険』、『後期高齢者医療制度』などに入っている人
    - 『児童扶養手当』、『就学援助』などをもらっている人
- 区内に住んでいなくても、1月1日に、区内に事務所・事業所・家屋などを持っている人

※申告の期間は原則として2月16日から3月15日までです。

※申告の時に提出するものについては、「葛飾区役所税務課」に聞いてください。

### 申告をしなくてもいい人

- 税務署に所得税の確定申告書を出した人
- 前年中の所得が給与所得だけで、勤め先で給料から特別区民税・都民税を引かれる人
- 生活保護（生活扶助）を受けている人

### 年中の途中で引っ越しをする人

特別区民税は、毎年1月1日の住所を基準にしています。その後葛飾区外に引っ越しをしても、その年度中の特別区民税は葛飾区へ払います。引っ越し先では、その年度中の住民税は払いません。

另外，留学生等符合一定条件，可以免除课税。详细请向“葛饰区区役所税务课”咨询。

#### 需要进行纳税申告者

- ① 1月1日居住在葛饰区，上一年里有收入者
- ② 上一年里没有所得者，如果符合以下条件也需要申报。
  - 需要“非课税证明书”者（都营住宅居住者等）
  - 加入了“国民健康保险”、“看护保险”、“后期高龄者医疗保险制度”等者。
  - 属“于儿童抚养津贴”（儿童抚养手当）、“就学援助”等对象者
- ③ 虽然不居住在本区，但1月1日在葛饰区内持有办事处、公司或房屋者
  - ※ 申告期间原则上为2月16日至3月15日
  - ※ 进行申告时需提交材料请向“葛饰区区役所税务课”咨询。

#### 不需要进行纳税申告者

- ① 向税务局提交了所得税确定申告书者
- ② 上一年中只有工资收入，工作单位从发给工资中扣除了区民税、都民税者
- ③ 接受生活援助者

#### 年中途搬迁者

特别区民税按每年1月1日的住址为基准决定交纳地点，以后即使搬出葛饰区，此年的特别住民税仍需向葛饰区交纳，不向新住址所在地交纳。

## しゅっこく ひと 出国する人

ほんにん しゅっこく あと のうぜい かん しょり のうぜいかんりにん き  
本人が出国した後、納税に関する処理をするため、『納税管理人』を決  
めるか、出国する前に住民税の全額を払わなければなりません。

## 2. とくべつくみんぜい とみんぜい はら かた 特別区民税・都民税の払い方

がつちゅうじゆん のうふしよ しはら てがみ とど ねん かい のうきげん き  
6月中旬に納付書（支払いのための手紙）が届きます。年4回の納期限（決め  
られた日）までに払ってください。納期限を過ぎると延滞金も払うことがありま  
す。勤め先で給料をもらっている人は、給料から差し引かれます。

## ぜいきん はら ばしょ 税金を払う場所

- かつしかくやくしよぜいむか くみんじむしよ くみん  
葛飾区役所税務課・区民事務所・区民サービスコーナー
- ぜんこく ゆうちよ ぎんこう ゆうびんきょく  
全国のゆうちょ銀行・郵便局
- とうきょうとない ほんてん してん ぎんこう きんゆうきかん  
東京都内に本店または支店のある銀行などの金融機関
- コンビニエンスストア（取り扱っていないお店があります）

ほか はら かた かつしかく  
その他の払い方についてなど、くわしくは、葛飾区のホームページをみるか  
「かつしかくやくしよぜいむか しゅうのうかんりがかり ぎ  
葛飾区役所税務課収納管理係」（03-5654-8201）に聞いてください。

## けいじどうしゃぜい ■ 軽自動車税

ぜいむか  
区 税務課

でんわ  
電話：03-5654-8201

## 1. けいじどうしゃぜい はら ひと 軽自動車税を払う人

まいとし がつついたち けいじどうしゃ こがたとくしゅじどうしゃ も ひと  
毎年4月1日にバイク・ミニカー・軽自動車・小型特殊自動車を持っている人が  
たいしやう どうろく はいしや くるま つか てつづ しゃしゆ つぎ  
対象です。登録や廃車（車を使わなくする）の手続きはそれぞれの車種ごとに次  
のところへ聞いてください。

## 离开日本者

纳税本人离开日本后的税金交纳，委托“纳税管理人”或离开日本前交纳完全额住民税。

## 2. 特别区民税、住民税缴纳方法

6月中旬“纳付书”寄到住所。请在每年规定的4次的缴纳期限内缴纳。超过缴纳期限时将发生滞纳金(罚款)。在公司工作者将从工资中扣除。

## 税金缴纳地点

- 葛饰区政府税务课、葛饰区内的区民事务所、区民服务所
- 全国的邮政银行、邮局
- 东京都内的银行等金融机构
- 便利店（也有部分店铺不受理服务）

其他支付方法请参考葛饰区网页或者向「葛饰区政府税务课收纳管理系」（电话03-5654-8201）咨询。

## ■轻机动车税

区 税务课

电话：03-5654-8201

### 1. 轻机动车税交纳者

在每年的4月1日持有摩托、微型汽车、轻机动车、小型特殊车辆者需纳税。另外登记或报废车辆，其办理手续依据车种有所不同请参考下表咨询。

くるま しゆるい 車の種類	といあわ さき 問合せ先	でんわ 電話
バイク (125 cc以下) ミニカー (50 cc以下) こがたとくしゆじどうしゃ 小型特殊自動車	区 ぜいむかしゆうのうかんりがかり 税務課 収納管理係	03-5654-8201
バイク (125 ccを超えるもの)	かんと うんゆきょく どうきょう うんゆ しきょく 関東 運輸局 東京 運輸 支局 あだちじどうしゃけんさとうろくじむじょ 足立自動車検査登録事務所	050-5540-2031
けいじどうしゃ 軽自動車	けいじどうしゃけんさきょうかい 軽自動車検査協会 とうきょうしゆかんじむじょ あだちししよ 東京主管事務所 足立支所	050-3816-3102

## 2. けいじどうしゃぜい はら かた 軽自動車税の払い方

5月中旬に納付書が家に送られてきます。年1回の納期限までに払ってください。納期限を過ぎると延滞金も払うことがあります。

### ぜいきん はら ばしよ 税金を払う場所

- かつしかくやくしよぜいむか くみんじむじょ くみん  
葛飾区役所税務課・区民事務所・区民サービスコーナー
- ぜんこく ぎんこう ゆうびんきょく  
全国のゆうちょ銀行・郵便局
- どうきょうとない ほんでん してん ぎんこう どの きんゆうきかん  
東京都内に本店または支店のある銀行などの金融機関
- コンビニエンスストア（取り扱っていない店があります）

その他の払い方についてなど、くわしくは、かつしかく  
「葛飾区役所税務課収納管理係」（03-5654-8201）に聞いてください。

车的种类	咨询部门	电话
摩托车(125cc 以下) 微型汽车(50cc 以下) 小型特殊机动车	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">区</span> 税务课收纳管理系	03-5654-8201
摩托车(125cc 以上)	关东运输局 东京运输支局 足立车辆检查登录事务所	050-5540-2031
轻机动车	轻自动车检查协会 东京主管事务所 足立分所	050-3816-3102

## 2. 轻机动车纳税方法

轻机动车税缴纳单每年 1 次于 5 月中旬寄到住所。请在缴纳期限内缴纳。否则将发生滞纳金(罚款)。

### 税金缴纳地点

- 葛饰区政府税务课、葛饰区内的区民事务所・区民服务所
- 全国的邮政银行・邮局
- 东京都内的银行等金融机构
- 便利店（也有部分店铺不受理服务）

其他支付方法请参考葛饰区网页或者向「葛饰区政府税务课收纳管理系」（电话 03-5654-8201）咨询。



かつしかぜいむしよ  
葛飾税務署

でんわ だい  
電話 : 03-3691-0941 (代)

『所得税』は、個人の1年間の所得にかかる税金です。所得によって税金の金額が変わります。

● 事業をしている人

自分で所得と税額を計算して、次の年の2月16日から3月15日の間に税務署に申告して、税金を払います(確定申告)。

● 給料をもらっている人

給料を支払う人(働いている会社など)が税金の仮の額を計算し、給料から差し引いて、税務署に払います(源泉徴収)。

ねんまつちようせい  
年末調整

『年末調整』は、1年間に支払われた給与から源泉徴収された所得税について、その年の給与の最終支払い日に多く払いすぎたり、足りなかったりした金額を調整する仕組みのことです。払いすぎた税金が戻ってきたり、足りない分が引かれたりします。秋頃に勤め先から『申告書』をもらいます。入っている国民健康保険、介護保険、国民年金保険、生命保険の保険料などの情報を書いて、会社に出してください。提出した資料を使って、会社が確定税額を計算します。くわしくは税務署に聞いてください。

働いている会社などが『年末調整』をしなかったときは、自分で税務署に『確定申告』をしてください。『確定申告』については、葛飾税務署に聞いてください。

## ■ 所得税

葛饰税务局

电话： 03-3691-0941（总机）

“所得税”是个人1年所得额(从收入中减掉必要的经费后的剩余额)中应缴纳的税金。根据所得额决定应缴纳税金金额。

### ● 个人经营者

自己计算出所得额及税额，于次年的2月16日至3月15日期间向税务局申告并缴纳税金(即确定申告)。

### ● 开工资者

由工资支付者(工作单位)将税金大概额算出，从每月工资中扣除，交入税务局(即源泉征收)。

### 年末调整

“年末调整”是针对1年期间从工资中扣除的所得税，由工作单位将其进行全面调整，在12月份的最后一次领取工资中多付的税金退回，不足税额将追加扣除。秋季前后工作单位将发“申报书”给每位员工，将加入的国民健康保险，介护保险，国民年金保险，个人加入的生命保险等的保险料，及所抚养的家人、亲属等信息填入后提交给工作单位。工作单位根据个人提交的资料计算一年最终确定纳税金额。

如果工作单位没进行“年末调整”，就需要自己到税务局进行“确定申告”。有关“确定申告”，请向葛饰税务局咨询。